

森林・林業基本政策検討委員会  
森林・林業の再生に向けた改革の姿（中間とりまとめ）の概要

1. 改革の方向

森林の造成に主眼が置かれ持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制を作らないまま間伐等の森林整備に対し広く支援してきたことを反省し、森林・林業に関する施策、制度、体制について、抜本的見直しを行い、新たな森林・林業政策を構築していくことが必要

このため、以下の4つの見直しを段階的、有機的に推進

適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること

広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること

担い手となる林業事業者や人材を育成すること

国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大をすること

2. 改革の主な内容

(1) 全体を通じた見直し

- ・ 複雑で役割分担が不明確であること等により形骸化している森林計画制度を中心に国、都道府県、市町村、森林所有者等の各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組ができる制度に見直し

(2) 適切な森林施業実行の仕組みの整備

- ・ 無秩序な伐採の防止や伐採後の更新を確保するための制度を導入
- ・ 意欲と実行力ある者が、最小流域単位（数百ha規模）に面的なまとまりを持って集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画（仮称）制度を検討
- ・ この場合、既に適切な森林施業を確保している森林所有者の取組を認める仕組みを検討
- ・ 森林経営計画（仮称）作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う新たな支援措置の創設を検討

(3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

- ・ 森林経営計画（仮称）等による施業集約化の推進や、境界明確化の加速化
- ・ 簡易で耐久性のある路網の全国的に共通する規程・技術指針等を作成
- ・ 路網作設オペレーター等の育成と併せ、路網整備を加速化させていくための支援を充実
- ・ 民・国が連携して森林整備等に取組む森林共同施業団地の設定の推進

(4) 担い手となる林業事業者や人材の育成

- ・ 施業集約化、合意形成、森林経営計画（仮称）作成を森林組合の第一の業務とすることを明確化
- ・ 市町村森林整備計画の作成など市町村の森林・林業行政を支援するため、都道府県や国有林の技術者をフォレスターとして育成、活用
- ・ 森林経営計画（仮称）の作成、集約化施業を推進するため、森林施業プランナーの増員、能力向上
- ・ 各種人材については、国有林のフィールド等の活用も含め育成

(5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大

- ・ 川上から川中・川下までのマッチング機能を備えた商流・物流の構築等、民有林と国有林の連携強化しつつ効率的な流通体制づくり
- ・ 設計者など人材の育成、公共建築物木材利用促進法の施行実施、合法木材の普及等木材利用に対する消費者等理解の醸成
- ・ パーティクルボード等の木質系材料や石炭火力発電所での混合利用等木質バイオマスの総合利用